

平成26年度地方財政計画(公営企業繰出金)～通常収支分～

資料5

(単位:億円、%)

区分	繰出金			対前年度比較								
	平成25年度			平成26年度								
	収益	資本	計	収益	資本	計						
1 上水道	263	624	887	259	646	905	△ 4	22	18	△ 1.5	3.5	2.0
2 工業用水道	2	10	12	2	10	12	0	0	0	0.0	0.0	0.0
3 交通	251	499	750	193	517	710	△ 58	18	△ 40	△ 23.1	3.6	△ 5.3
4 病院	4,877	2,352	7,229	4,880	2,383	7,263	3	31	34	0.1	1.3	0.5
5 下水道	6,175	9,245	15,420	5,919	9,325	15,244	△ 256	80	△ 176	△ 4.1	0.9	△ 1.1
6 市場	131	129	260	137	138	275	6	9	15	4.6	7.0	5.8
7 簡易水道	180	260	440	181	263	444	1	3	4	0.6	1.2	0.9
8 駐車場	3	0	3	2	0	2	△ 1	0	△ 1	△ 33.3	-	△ 33.3
9 港湾整備	2	3	5	2	3	5	0	0	0	0.0	0.0	0.0
10 ごみ固形燃料発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
11 力入	0	2	2	0	1	1	0	△ 1	△ 1	-	△ 50.0	△ 50.0
12 基礎年金拠出金	446	0	446	496	0	496	50	0	50	11.2	-	11.2
13 公営企業会計制度改正対応	0	25	25	0	0	0	0	△ 25	△ 25	-	皆減	皆減
14 児童手当	177	0	177	176	0	176	△ 1	0	△ 1	△ 0.6	-	△ 0.6
15 臨特債償還等	22	75	97	21	58	79	△ 1	△ 17	△ 18	△ 4.5	△ 22.7	△ 18.6
合計	12,529	13,224	25,753	12,268	13,344	25,612	△ 261	120	△ 141	△ 2.1	0.9	△ 0.5

平成26年度地方債計画(公営企業会計等分資金)
～通常収支分～

(単位:億円)

項 目	平成26年度 計 画 額	財 政 融 資	地方公共 団 体 金融機構	民 間 等 資 金		
				計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
一. 公営企業債						
1. 水 道 事 業 (うち普通会計分)	3,987 (288)	2,149 (155)	1,750 (133)	88 (-)	67 (-)	21 (-)
2. 工 業 用 水 道 事 業	210	-	115	95	-	95
3. 交 通 事 業 (うち普通会計分)	1,789 (432)	219 (104)	374 (149)	1,196 (179)	773 (135)	423 (44)
4. 電 気 事 業・ガ ス 事 業 (うち普通会計分)	228 (1)	- (-)	126 (1)	102 (-)	- (-)	102 (-)
5. 港 湾 整 備 事 業	596	193	44	359	130	229
6. 病 院 事 業・介 護 サ ー ビ ス 事 業 (うち普通会計分)	4,123 (616)	1,693 (122)	1,119 (493)	1,311 (1)	826 (-)	485 (1)
7. 市 場 事 業・と 畜 場 事 業	449	-	95	354	171	183
8. 地 域 開 発 事 業	1,083	-	-	1,083	793	290
9. 下 水 道 事 業	11,093	3,185	3,550	4,358	1,872	2,486
10. 観 光 そ の 他 事 業	110	-	11	99	12	87
計 (うち普通会計分)	23,668 (1,337)	7,439 (381)	7,184 (776)	9,045 (180)	4,644 (135)	4,401 (45)
二. 一般会計債						
1. 辺 地 対 策 事 業	33	33	-	-	-	-
2. 過 疎 対 策 事 業	367	322	-	45	-	45
計	400	355	-	45	-	45
総 計	22,731	7,413	6,408	8,910	4,509	4,401

(備考) 水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業及び病院事業・介護サービス事業の計画額には、一般会計出資、補助及び転貸分を含めているが、これらは普通会計に区分されるため、総計においては差し引いている。

[資金区分]

(単位:億円、%)

区 分	平成26年度計画額		平成25年度計画額		差引		増減率
	(A)	構成比	(B)	構成比	(A)-(B)	(C)	(C)/(B)×100
財 政 融 資 資 金	7,413	32.6	7,207	32.5	206		2.9
地方公共団体金融機構資金	6,408	28.2	6,725	30.3	△ 317		△ 4.7
民 間 等 資 金	8,910	39.2	8,259	37.2	651		7.9
合 計	22,731	100.0	22,191	100.0	540		2.4

平成26年度地方財政計画(公営企業繰出金)
 ～東日本大震災分～

復旧・復興事業

(単位:億円、%)

区 分	平成26年度	平成25年度	増減額	増減率
1 水 道	14	8	6	75.0
2 下 水 道	141	115	26	22.6
3 市 場	4	1	3	300.0
4 ガ ス	1	-	1	皆増
合 計	160	124	36	29.0

平成26年度地方債計画(公営企業会計等分資金)
 ～東日本大震災分～

復旧・復興事業

(単位:億円)

項 目	平成26年度 計 画 額	財 政 融 資	地方公共 団 体 金 融 機 構
一. 一般会計債			
災 害 復 旧 事 業	42	42	-
計	42	42	-
二. 公営企業債			
水 道 事 業	2	1	1
病院事業・介護サービス事業	5	-	5
市場事業・と畜場事業	4	-	4
下 水 道 事 業	20	7	13
計	31	8	23
三. 被災施設借換債	15	-	15
総計	88	50	38

平成26年度地方公営企業関係主要施策

平成26年4月
総務省自治財政局

1 平成26年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（通常収支分）

(1) 公営企業繰出金

平成26年度の地方財政計画において、公営企業繰出金については、地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額2兆5,612億円（前年度の2兆5,753億円に比べ0.5%の減）を確保している。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は1兆6,132億円（前年度の1兆6,376億円に比べ1.5%の減）となっている。

事業別には、下水道事業1兆5,244億円（対前年度比1.1%の減）、病院事業7,263億円（対前年度比0.5%の増）、上水道事業905億円（対前年度比2.0%の増）、交通事業710億円（対前年度比5.3%の減）等となっている。

平成26年度の事業別の新規施策等としては、公立病院改革の推進及び上水道事業における水道管路の耐震化の推進のための所要の地方財政措置を講じることとしている（詳細については後述参照）。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

平成26年度における地方公営企業に対する地方債措置については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

平成26年度の地方債計画の総額は12兆8,301億円で、対前年度比5,407億円、4.0%の減となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は2兆2,731億円で、対前年度比540億円、2.4%の増となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 1,093 億円（対前年度比 5.8%の減）、水道事業 3,987 億円（対前年度比 9.7%の増）、病院事業・介護サービス事業 4,123 億円（対前年度比 20.1%の増）、交通事業 1,789 億円（対前年度比 5.9%の減）等となっている。

平成 26 年度の事業別の新規施策等としては、水道事業等に限定されていた施設処分に要する経費の財源に充てるための公営企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしている（詳細については後述参照）。

② 公営企業債資金の確保

公営企業会計等分 2 兆 2,731 億円の資金内訳は、財政融資資金 7,413 億円（対前年度比 206 億円、2.9%の増、構成比 32.6%）、地方公共団体金融機構資金 6,408 億円（対前年度比 317 億円、4.7%の減、構成比 28.2%）、民間等資金 8,910 億円（対前年度比 651 億円、7.9%の増、構成比 39.2%）となっている。

2 新規施策等の概要

(1) 政策課題に対する取組等

① 公立病院改革の推進に対する措置 【別紙 1】

「公立病院改革ガイドライン」（平成 19 年 12 月 24 日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、関係地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」に基づく再編等を推進するため、当該取組みが平成 25 年度までに完了せず、平成 26 年度以降に継続する場合には、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしている。

平成 26 年度公営企業繰出金

194 億円

② 水道管路の耐震化の推進に対する措置 【別紙 2】

上水道事業については、末端給水事業者が実施する水道管路の耐震化を推進するため、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしている。

平成 26 年度公営企業繰出金 7 0 億円

③ 公営企業の用途廃止施設の処分に要する経費に係る地方債の取扱い
【別紙 3】

平成 26 年度地方債計画計上額 1 2 0 億円

(2) 臨時的な対応

① 水道事業のうち簡易水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、水道事業のうち簡易水道事業について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に水道事業債（簡易水道事業分）に振り替える。

平成 26 年度水道事業債振替額 5 5 億円

② 下水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に下水道事業債に振り替える。

平成 26 年度下水道事業債振替額 2 4 4 億円

3 平成 26 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（東日本大震災分）

(1) 公営企業繰出金

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交

付税により措置している。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

東日本大震災の復旧・復興事業、全国防災事業については、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要額を確保している。

復旧・復興事業に係る地方債計画の総額は 543 億円となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 88 億円となっている。

事業別には、水道事業 2 億円、病院事業・介護サービス事業 5 億円、市場事業・と畜場事業 4 億円、下水道事業 20 億円等となっている。

② 公営企業債資金の確保

復旧・復興事業に係る公営企業会計等分 88 億円の資金内訳は、財政融資資金 50 億円、地方公共団体金融機構資金 38 億円となっている。

③ 被災施設借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できる。

なお、地方債計画に被災施設借換債 15 億円を計上している。

公立病院改革の推進

1 財政措置の継続

「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)を踏まえ、関係地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」に基づく取組みに対し、平成25年度まで一般会計出資債等の財政措置を行ってきた。

当該財政措置について、上記取組みが平成25年度までに完了せず、平成26年度以降に継続する場合には、現行と同様の財政措置を講じる。

【財政措置の主な内容】

- 公立病院等(公的病院を含む。)の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に際し、通常の医療機能整備に比して割高となる経費の1/2以内について、一般会計からの出資を行う場合、病院事業債(一般会計出資債)を措置するとともに、その元利償還金の1/2について普通交付税措置
- 再編・ネットワーク化に伴う公立病院の医療提供体制の見直しにより不要となる病棟等施設の除却等に要する経費の財源に充てるため、一般会計から病院事業会計に対して行う繰出金等の額の1/2を特別交付税措置
- 改革プランに基づく公立病院の医療提供体制の見直しにより、病床数の実質的な削減が行われた場合にあっては、削減を行った年度を初年度とする5年間の病床数について、当該削減を行う前の病床数を有するものとみなして普通交付税措置

2 今後の取組み

厚生労働省と連携をとりつつ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号)に盛り込まれている地域の医療提供体制の構想(地域医療ビジョン)に係る取組みの時期を踏まえ、これと一体的・整合的に公立病院改革を進めることが可能となるよう、新たなガイドラインを平成26年度中を目途に示す。

(参考)

平成26年度地方財政計画計上額 194億円

上水道安全対策（水道管路耐震化）【延長】

水道事業者（末端給水事業者）が実施する水道管路耐震化事業について、水道管の耐震化を促進するため、平成 26 年度以降も現行制度を延長することとし、当該事業費のうち、通常事業費（平成 22～24 年度の事業費の平均）に上積みして実施する事業費の一部について、所要の地方財政措置を講じる。

1. 背景等

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくりの一環として、平成 7 年度から上水道安全対策事業を創設し、水道施設の災害対策の推進を図ってきた。その後、累次の見直しを行う中で、新潟県中越沖地震等の大地震が頻発したことを受け、平成 21 年度から平成 25 年度までの間において、耐震化を早急に実施するため、上水道安全対策事業の拡充（水道管路耐震化事業の追加）を行った。

さらに、東日本大震災を踏まえ、公共施設の耐震化の必要性が改めて認識されたところであり、もっとも基礎的なライフラインである水道施設の耐震化は重要であるものの、現在、全国の水道管の耐震化は必ずしも進んでいるとは言えない状況にある。

このため、平成 26 年度以降も現行の財政措置を延長することにより、水道管の耐震化を引き続き推進する必要がある。

2. 施策の概要及び財政措置

【対象事業】

地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条の地区（人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区）を給水区域に含む水道事業者（末端給水事業者）が実施する、水道管路（鑄鉄管（ダクタイル鑄鉄管を含む）、コンクリート管、塩化ビニル管及び石綿セメント管に限る。）の耐震化事業（ただし、平成 26 年度から平成 30 年度までの間に限る。）

【財政措置】

○上記事業に対して、事業費（当該施設の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。）のうち、通常事業費（平成 22～24 年度の事業費の平均）に上積みして実施する事業費の 4 分の 1 を限度として、一般会計出資の対象とする。

（参考）

平成 26 年度地方財政計画計上額 70 億円

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進

- 過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請
- 上記の推進にあたり必要な計画（公共施設等総合管理計画）の作成に要する経費について特別交付税措置を実施
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設

1. 公共施設等総合管理計画

地方公共団体に対し、以下の内容等を定めた計画の作成を要請

- ・ 公共施設等の現況及び将来の見通し
（例）公共施設等の状況（数、延べ床面積等）
財政状況、人口動態 など
- ・ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
（例）統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方
総量等に関する数値目標 など

2. 計画の策定に係る支援

- ・ 各地方公共団体において、人口動向や財政・施設の状況等の地域の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画を作成することができるよう、留意事項等を助言
- ・ 計画作成に要する経費について特別交付税措置 措置率 1 / 2

3. 計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置

- ・ 計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く）の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法を改正）
- ・ 特例期間 平成26年度以後の当分の間
- ・ 地方債の充当率 75%（資金手当）
- ・ 地方債計画計上額 300億円（一般単独事業（一般）の内数）

※ なお、公営企業については、水道事業等に限定されていた施設処分に要する経費の財源に充てるための公営企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げる（地方債計画計上額 120億円（公営企業債各事業の内数の計））

地方公営企業法の適用に関する研究会 報告書の概要

- 普及・拡大から経営の時代への転換期を迎え、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するために、経営情報の的確な把握や経済性の発揮、企業間での経営状況の比較等が求められる。その前提として財務規定等の適用が不可欠。
- 特に経営管理の必要性の高まりが顕著な簡易水道事業・下水道事業は、適用範囲拡大の対象とすべき。
- 様々な課題に対応し、適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めたロードマップを早急に示すべき。

1 はじめに

- ・ 本研究会の目的 ・ 地方公営企業法の概要・法適用の状況
- ・ 法適用範囲の拡大に関するこれまでの議論の流れ

2 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義

- ・ 地方公営企業を取り巻く環境の変化
- ①人口減少、②資産の増・老朽化、更新需要等の高まり、③料金収入の減等をはじめとする厳しい財政事情、④情報公開の要請、⑤地方公営企業法によるガバナンスの向上 等
- 会計改革等の進展等
- 財務規定等の適用範囲の拡大の意義
- ①損益・ストック情報の把握により適切な経営計画等を策定、②企業間での経営状況の比較、③経営の自由度向上による経営効率化、④住民・議会によるガバナンスの向上 等

3 地方公営企業の現状

- ・ 各事業の現状・内容、法適用範囲の拡大に当たった際の留意点
- ・ 地方公共団体への意見調査結果

4 適用範囲の拡大にあたっての課題と対応

- ① 移行体制に係る支援の強化が必要(マニュアル整備、アドバイザー派遣事業の強化、都道府県等と連携した移行体制構築)
- ② 財政的支援の強化が必要(既存の財政措置の拡充、必要経費を複数年度で負担する仕組みの検討)
- ③ 固定資産をはじめとする会計情報整備の手法の提示が必要
- ④ 十分な移行期間の確保が必要

- ⑤ 小規模事業への対応(一定規模以上の事業・団体から順を追うなど、段階的に法適用を進めていく必要)

5 地方公共団体の懸念に対する見解

- ・ 財務規定等の適用の前後で一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない。
- ・ 任意適用の基準である70～80%以上の経費回収率の基準は見直す必要があるのではないか。

6 今後の法適用範囲の拡大に関する考え方

- ・ 基本的に全ての事業について財務規定等を適用すべき。
- ・ 資産が増大・老朽化し、また住民に不可欠なサービスとして定着するなど、簡易水道事業・下水道事業については、その経営管理の必要が高まっており、財務規定等を適用することが特に必要な事業といえる。
- ・ 地方公共団体等と意見交換を行いつつ、様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後のロードマップを早急に示すべき。

7 その他

- ・ 新たな地方公会計基準との関係
- ・ 固定資産台帳の整備、施設等の更新計画の策定
- ・ 財務規定等、地方公営企業会計による会計情報の活用